

## 千曲市総合計画審議会専門部会の運営に係る申し合わせ事項（案）

千曲市総合計画の答申案を策定するため、千曲市総合計画審議会条例第7条に規定する千曲市総合計画審議会専門部会（以下「部会」という。）に千曲市総合計画策定委員会規程第6条に規定する千曲市総合計画策定委員会部会（以下「策定委部会」という。）の構成員との合同部会を設置し、その会議運営は、千曲市総合計画審議会条例第11条の規定に基づき、次のとおりとする。

## 第1 合同部会

合同部会は基本目標を基に5つの部会とし、それぞれのテーマについて調査・検討し、その結果を千曲市総合計画審議会又は千曲市総合計画策定委員会若しくは両者による全体会議に報告をする。

※この場合において、策定委部会の構成員は、各々担当する基本目標の属する部会に参画するものとする。

- |      |       |                           |
|------|-------|---------------------------|
| 第1部会 | 基本目標1 | 災害に強く、安全で安心な暮らしができるまち     |
| 第2部会 | 基本目標2 | 千曲っ子が元気に育つ、生涯学びのまち        |
|      | 基本目標5 | 輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち |
| 第3部会 | 基本目標3 | 支え合い、かかわり合い、だれもが健康で活躍するまち |
|      | 基本目標7 | 一人ひとりが輝く、協働で創るまち          |
| 第4部会 | 基本目標4 | 千曲の特色を磨き上げ、賑わいと活力あるまち     |
| 第5部会 | 基本目標6 | 未来に繋げる自然と共生するまち           |

## 第2 合同部会長等

- 1 会議は部会の部会長（以下「部会長」という。）が招集し、会議の議長となる。
- 2 部会長に事故あるときは、部会の副部会長がその職務を代理する。
- 3 策定委部会の正副部会長は、合同部会の検討項目について部会長と連携し、調査・審議を進める。

## 第3 合同部会の日程等

- 1 部会長は、開催回数、日程及び協議内容を決し、その結果を事務局に報告をする。
- 2 事務局は、部会長の依頼を受けて会場の確保を行う。

## 第4 合同部会の資料等の取扱い

合同部会において使用する資料やワークシート等は、あらかじめ、メール、ファッ

クスその他の手段により、事務局から送信、又は送付する。

#### 第5 合同部会の欠席者の取扱い

合同部会当日に出席できない場合は、メール、ファックス、郵送その他の手段により、あらかじめ、意見等を合同部会開催日の前日までに事務局へ提出すれば、合同部会当日の出席者の意見と同等の取り扱いをする。

#### 第6 合同部会の傍聴及び会議録の取扱い

市が定める「審議会等の設置等に関する基本指針」に基づき、合同部会及び会議録については、公開を原則とする。

#### 第7 会議録の作成

会議録は要点記録とし、原則事務局がとりまとめる。

#### 第8 情報の共有

事務局は、他の合同部会のメンバーに対し、合同部会の開催情報のほか資料、会議録等を提示し、相互の情報の共有化に努める。

#### 第9 審議会委員の他部会への参加

審議会委員は一人一部会を原則とするが、以下により所属外の部会にオブザーバーとして参加できる。

- (1) オブザーバー出席の場合は、出席の意思表示を、合同部会開催日の一週間前までに当該合同部会の部会長宛てに行う。
- (2) オブザーバー出席した場合は、ワークシート等による意見・要望を提出できるものとする。  
ただし、部会の採決には参加できないこととする。

#### 第10 その他

この申し合わせ事項に定めるもののほか、合同部会の運営に関し必要な事項は、千曲市総合計画審議会正副会長及び部会正副部会長並びに策定委部会の正副部会長の会議により決定する。